

給水装置工事の規則

1. 新設及び改造の申請の際は、分水栓より口径変更を行い、メータ器までは同口径で施工すること。

※・給水装置の老朽化や衛生面、又、水栓数の増加及び2・3階への給水に伴う水量低下及び水圧低下などの考慮

・共同管での同時使用に伴う水量低下及び水圧低下などの考慮

・配水管が申請者宅までの距離があきらかに離れている場合は、協議とする。

今回の給水装置工事申込について、下記のとおり誓約し申請致します。

誓約書

1. 施工不良等による不都合やキズ、既設管を利用した場合で給水装置の老朽化が原因の出水不良・漏水等の場合は、尾花沢市環境エネルギー課簡易水道係の指示に従い私費を似って改善致します。
2. 敷地内の給水装置の漏水防止及び衛生管理等の維持管理については、自己管理において管理することを誓約致します。
3. 給水装置工事に伴い第三者(共同管等)に損害を与えたり苦情等があった場合は、すべて申請者において処理をし、一切の苦情等は持ち込まない。
4. 不慮の事故や漏水等に伴う断水・水道工事については尾花沢市環境エネルギー課簡易水道係に全面的に協力致します。
5. 売買・譲渡等により権利異動が発生した場合も権利移譲者には十分説明を行い、不都合等が発生した場合は、全て双方で責任をもって対処することを誓約致します。
6. 本申請において、記載事項に虚偽や間違いがあることが分かった場合は、尾花沢市環境エネルギー課簡易水道係の指示に従って速やかに訂正・改善することを誓約致します。

令和 年 月 日

申 請 者
住 所

氏 名 印.....

給水装置工事事業者
住 所

事 業 者 名

代 表 者 名 印.....

主 任 技 術 者 印.....